

日本農業遺産の認定を行う地域決定

農林水産省は、令和4年12月19日（月曜日）に行った世界農業遺産等専門家会議の評価結果を踏まえ、日本農業遺産の認定を行う地域として、埼玉県比企丘陵（ひききゅうりょう）地域「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」を決定したのでお知らせします。

日本農業遺産の認定を行う地域の概要

埼玉県比企丘陵（ひききゅうりょう）地域
（滑川町、東松山市、熊谷市、嵐山町、小川町、吉見町、寄居町）

「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」

谷津地形（丘陵地で形成された谷状の地形）を活かして多数のため池を築き、谷津田での稲作と谷津斜面での少量多品目の畑作を行っています。

ため池と谷津田は河川からの引水等がなく、天水のみを水源とした閉鎖系の水利システムとなっていることから貴重な生態系が維持されています。

沼下と呼ばれる伝統的な水利組合組織によりきめ細かな水管理が行われており、地理的な水の得にくさを克服した省エネ水供給システムとなっています。



谷津地形（滑川町提供）



中尾地区のため池と谷津田（滑川町提供）

※詳細は、農林水産省のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kantai/230117.html>

「地域おこし協力隊」として神川町に移住し、同町内の梨農家で梨の栽培技術を習得。廃園を検討していた梨農家から梨園の経営を第三者継承し新規就農した長島正樹さんをご紹介します。

長島さんは埼玉県内に住むサラリーマンでしたが、以前から農業をやりたいと思っていて、県内各地の自治体に新規就農について問い合わせを行っていました。その中で、神川町から、「後継者不足による梨園の廃園対策として、『地域おこし協力隊制度』を活用し、梨農家の下で栽培技術を習得する人材を募集している。」との説明を受け、魅力的に感じたことから応募し、2017年に同町の地域おこし協力隊として採用され移住しました。

技術習得中、指導を受けた梨農家も跡継ぎがいない状況で廃園を検討していたため、同町は長島さんへの第三者経営継承に向けた協議を県農林振興センター等の関係者の協力を得ながら開始。関係者の尽力により、長島さんが梨園を引き継ぐことが決まり、2020年に第三者経営継承により新規就農しました。

梨園の屋号(神川梨幸園)や販売先については先代から全て引き継ぎ、梨園や国道沿いの直売所等は賃貸借、トラクター、スピードスプレーヤー等の農機については格安で譲り受けることができました。

生産している梨の品種は、「幸水」が7割強で、他に「豊水」、「彩玉」、「あきづき」です。また、販売方法は借りている直売所と個人客への宅配便での販売を行っています。

就農からまもなく3年が経過し、経営も軌道に乗ってきた現在、長島さんは、「肥料代が高騰してきたが、先代の梨の味を変えないように、当面は先代から指導を受けたとおりの肥培管理をしていくつもりです。」と話され、今後については、「老木の改植を徐々に行っていく必要があり、借りている園地には部分的に空いているスペースがあるので、まずは園地をフルに活用します。その上で、今後タイミング良くリタイアする梨農家があって、梨園をまるごと借りられるのであれば、規模拡大して、販路も開拓し、S-GAPの取得にも挑戦していきたいです。」と話してくれました。



長島 正樹 さん



梨の剪定作業

編集：関東農政局 埼玉県拠点

〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館

TEL 048-740-5835 FAX 048-601-0510

＜関東農政局HP＞ <http://www.maff.go.jp/kanto/>